

「評価・育成システム」「授業評価」「授業アンケート」にかかわる泉北教職員組合と和泉市・高石市・忠岡町各教育委員会との確認事項

【全】は3地教委共通

【和】は和泉市教育委員会のみ

【高・忠】は高石市・忠岡町各教育委員会のみ

1. 「評価・育成システム」について

- ①【全】評価は、客観・公正でなければならない。
- ②【全】「評価・育成システム」は、教職員のやる気を引き出すものでなければならない。
- ③【全】教育は、教職員・子ども・保護者の信頼関係の上に成り立っている。
- ④【全】教育活動に画一的に数値目標をもちこむことは、適切ではない。
- ⑤【全】「評価・育成システム」の実施主体は、各市町村教育委員会である。

2. 「授業アンケート」について

(1)実施主体について

【和】「授業アンケート」の実施主体は各市町村教育委員会である。

【高・忠】「授業アンケート」の実施主体は各学校である。

(2)目的について

- ①【全】「授業アンケート」の目的は、すべての子どもに確かな学力を保障するため、授業の改善をすすめることにあり、教員のランクづけや特定の教育内容・方法を押しつけるものではない。当然、教員の教育活動を管理統制することを目的とするものではない。
- ②【高・忠】「授業アンケート」の結果は、「授業力評価」に直接つながるものではない。参考にするものである。
- ③【全】「授業アンケート」は、授業の改善に生かすためものであり、指導に課題のある教員をほりおこすためのものではない。

(3)「授業アンケート」の内容・結果の取り扱いについて

- ①【和】支援学級・支援学校の「授業アンケート」については、各市町村・各学校の自主的判断を尊重する。
【高・忠】支援学級の「授業アンケート」については、各学校の自主的判断を尊重する。
- ②【全】「授業アンケート結果」の「特段に高い結果」「特段に低い結果」とは、飛び抜けて「高い結果」「低い結果」という意味である。
- ③【和】教員が希望すれば、「授業力評価票」の「授業アンケート」の部分は、年度途中でも校長は示すが年度末が望ましい。
【高・忠】教員が希望すれば、「授業力評価票」の「授業アンケート」の部分は、年度途中でも校長は示す。
- ④【全】「授業アンケートの手引き」の集計・結果活用・実施時期・保護者文書などはあくまで例であり、学校がどのように扱うかは学校の自主的判断である。
- ⑤【全】市（町）教委や校長は、「授業アンケート」についての教職員・保護者・子どもの質問・意見に答える立場にある。
- ⑥【和】「授業アンケート」の集計・まとめは、評価者である者（校長・教頭）が原則として行う。首席など他教員は、集計・まとめにかかわらない。
【高・忠】「授業アンケート」の集計・まとめは、評価者である者（校長・教頭）が行う。首席など他教員は、集計・まとめにかかわらない。
- ⑦【全】「授業アンケート」結果は、校長が「授業力評価」の参考にする一要素にすぎない。
- ⑧【全】一部の保護者の一方的な主張や理不尽な要求、児童・生徒の一面的な見方を、そのまま「授業力評価」に反映することは適切ではない。
- ⑨【全】記入された「授業アンケート」の取扱い、各学校の自主的な判断である。必ずしも数値化したり、グラフ化したりしなくてもよい。
- ⑩【全】校長は、全教職員の「授業アンケート」結果一覧を公表しない。

(4)対象となる教員について

- ①【和】首席など授業時数が極端に少ない教員についても、「授業アンケート」の対象者である。
【高・忠】首席など授業時数が極端に少ない教員について、「授業アンケート」を実施するかどうかは、学校の判断である。
- ②【和】常勤講師や非常勤講師への「授業アンケート」は、本人の同意なしに実施するものではないが、事実上区別をつけることは難しい。また、「授業アンケート」結果を、任用や採用などに結びつけない。
【高・忠】常勤講師や非常勤講師への「授業アンケート」を実施する場合は、本人への説明が必要である。また、「授業アンケート」結果を、任用や採用などに結びつけない。

(5)記入や提出について

- ①【全】「授業アンケート」は、保護者や子どもの判断で行うもので、強制するものではない。当然教員が、「授業アンケート」の提出を子どもや保護者に迫ったり、強制したりするものではない。
- ②【全】子どもや保護者が「授業アンケート」の評価判断ができない時は、空欄でもよい。
- ③【全】不登校・保健室登校などの子どもへの「授業アンケート」は、必ずしも実施しなくてもよい。
- ④【和】府教委は、〇〇%以上などという「授業アンケート」提出率を、市町村教育委員会や学校に求めるものではない。府教委として、市町村教育委員会や学校にプレッシャーを与えるような回収を求めるものではない。
【高・忠】市（町）教委は、〇〇%以上などという「授業アンケート」提出率を、各学校に求めるものではない。市（町）教委として、各学校にプレッシャーを与えるような回収を求めるものではない。

(6)その他

- ①【全】「授業アンケート」「授業評価」は、教員に多忙化や新たに過重負担を押しつけるものではない。
- ②【和】各教育委員会は、府・当該市町村の個人情報保護法等に基づき、適切に対応する必要がある。市町村教育委員会として、「授業アンケート取り扱い」について定める必要がある。
【高・忠】市（町）教育委員会は、市（町）の個人情報保護条例に基づき、適切に対応する必要がある。市（町）教育委員会として、「授業アンケート取り扱い」について定める必要がある。

3.「『授業力』評価票」「授業観察票」について

- ①【全】「授業アンケート」結果が、「特段に低い結果」などの理由で、校長が授業観察を複数回行う教員も出てくる場合もある。その場合は、教員本人への説明と納得が大切である。
- ②【全】授業観察にあたって、教員から校長への指導案などの提出を押しつけない。
- ③【和】校長は、「授業観察票」を使用しなくてもよい。
【高・忠】校長は、必ずしも「授業観察票」を使用しなくてもよい。
- ④【和】府教委の示す授業を行っていない教職員の「評価票」は、あくまでも様式例であり参考にすぎない。使用するかどうかは学校の判断である。メモ程度と考えている。
【高・忠】府教委の示す教員以外の「評価票」は、あくまでも様式例であり参考にすぎない。使用するかどうかは学校の判断である。メモ程度と考えている。

4.その他

- ①【全】「教職員の評価・育成システム」「授業アンケート」「授業力評価」にかかわる諸事項については、学校現場に混乱が起これないように十分留意し、慎重に対応する。
- ②【全】「教職員の評価・育成システム」「授業アンケート」「授業力評価」にかかわって、教育委員会や職場の上司によるパワハラ・セクハラなどがあってはならない。
- ③【和】今後とも、「評価・育成システム」「授業アンケート」について、大教組と誠実に協議する。
【高・忠】今後とも、「評価・育成システム」「授業アンケート」について、泉北教職員組合と誠実に協議する。